

業務実施契約(現地滞在型)FAQ

2025年9月26日
国際協力調達部

番号	項目	質問	回答
2025年7月14日回答分			
1	本制度適用後の専門 家(従事者)の種類/ 現地滞在型井の適用 範囲	1. JICAから派遣される専門家(従事者)の種類は以下の理解でよいか。 (1)直営の長期専門家⇒公募型で推薦をうけた者(省庁、その他、主管部) (2)直営の短期専門家⇒従来通り (3)業務実施契約(現地滞在型)による長期専門家 1)法人専門家(プロポーザル及びプレゼンにより選定) 2)個人専門家(同上) (4)現地滞在型専門家に準拠する業務実施契約の短期専門家(今後、新設されますでしょうか。) (5)業務実施契約及び業務実施計画(単独型)に基づく従事者 2. 現地材滞在型の対象範囲に省庁推薦や現行派遣中の専門家への適用はあるのか？	1 JICAが派遣する専門家の種類は、以下の通りとなります。 (1)長期専門家 ①従来の長期専門家制度が適用されるもの:推薦(省庁、主管部、その他)による専門家、現行派遣中の公募による専門家(延長含む) ②現地滞在型制度が適用されるもの:2025年9月以降の公示による現地滞在型専門家 (2)短期専門家(従来から変更なし) ①従来の短期専門家制度の専門家 ②業務実施契約及び単独型による専門家 2 現地滞在型制度は、公募によって人選されていた専門家に適用するものであり、主管部推薦による専門家等、それ以外の方法で人選される専門家については、現段階では、特段の制度変更の予定はありません。現行派遣中の専門家が延長される場合も従来の制度が適用となります。
2	主管部推薦	現在、直営の公募ポストを2回公募にかけても適当な方が見つからない場合、競争を経ずに指名が出来た(主管部推薦?)と理解しているが、これは今後も同様か。 その場合、現地滞在型としての公示をかけても適当な方が見つからない場合、指名可能なポスト(主管部推薦?)になるのか。 その場合、現地滞在型の制度の適用が想定されていたポストでも、選考方法が変わったことにより、直営の制度が適用されることとなるのか。	2回の公示をかけても適任者が見つからない場合は、主管部推薦による人選等に変更することはあり得ます。なお、主管部推薦の場合は現行の長期専門家の制度が適用されることとなります。
3	現地滞在型導入後の 切り替え	現在、直営ポストから異なる直営ポストへ派遣される場合、その派遣期間が続く場合は「切り替え」が適用されていたと思うが、今後、現地滞在型専門家で派遣された後、派遣期間が途切れずに異なる現地滞在型のポストへ派遣される場合、同じく切り替えとなるのか。或いは、切り替えが出来ないことにより、日本滞在期間を一定程度設けることが必須になるのか。つまり派遣期間が一定程度開くポストにしか応募ができないのか。	現地滞在型では「切り替え」という用語は使用しません。同じ国における現地滞在型ポストから異なる現地滞在型ポストへの公示に応募するためには契約期間が重ならないことが条件です。前ポストの契約終了日とポストの契約開始日が連続する場合は、滞在を延長することになります。特に旅行保険についてはご自身で忘れずに延長手続きをしてください。
4	派遣期間	これまでの公募の専門家の場合、プロジェクトの期間に拘らず(例えばプロジェクト期間が4年であったとしても)、契約・派遣期間は基本、2年間だったと思うが、これは業務実施契約(現地滞在型)でも同じか。(逆に言えば、4年間のプロジェクトで、4年間派遣される可能性もあるか。)	公募の専門家と比較し、派遣期間は柔軟となります。案件により異なりますが、4年間のプロジェクトで、4年間派遣として公示することもあり得ます。
5	プレ公示	業務実施契約(現地滞在型)は、9月3日公示分から開始予定とのことであるが、プレ公示は貴機構ウェブサイトの「コンサルタント等契約・調達予定案件情報」の所に掲載されるか。またそれはいつ頃か。	ご理解の通り、プレ公示は弊機構ウェブサイトの「コンサルタント等契約・調達予定案件情報」の所に掲載します。現行、単独型と同様のスケジュールを想定しています。
6	プロポーザル評価	業務実施契約(現地滞在型)は、基本的に業務実施契約(単独型)に準じて選定を行うとのことであるが「簡易プロポーザル評価項目及び配点」についても、簡易型に準ずるか。	ご理解の通り、単独型と同じ評価項目及び配点を想定しています。
7	プロポーザル評価基 準	業務実施契約(現地滞在型)では、見積書の提出は、プロポーザル提出とプロポ評価上位二者によるプレゼンテーションの後に 行われる為、価格評価は行われないという理解でよいか。	見積書の提出は、プロポーザル提出とプロポ評価上位二者によるプレゼンテーションの後にいきますので、価格評価は行いません。

8	個人の応募時プロポーザル	個人応募の場合、コンサルタント会社所属の専門家と比較して、応募案件に関する情報量が圧倒的に少なく、プロポーザル内容の精度やレベルで不利になるケースがあると想像。事前に類似案件の過去報告書などの資料を提供して頂くなどの便宜を図り、情報量の違いによるプロポーザルの精度の差を縮める措置をとって頂きたい。	応募に際し、プロポーザルの作成に必要な情報につきましては、極力公示の際に提供させていただきます。
9	プロポーザル応募資格(年齢)	これまで、パートナーで募集する在外の長期専門家については、派遣時に70歳未満であることが条件となっていたが、他方で、コンサルタント契約で派遣の場合の年齢制限はなかったという理解。今回の改訂により、現地滞在型制度では、年齢制限が廃止されるという理解でよいのか。	コンサルタント契約と同様に年齢制限は、基本的にありません。なお、パートナーで募集する(公募)の長期専門家の年齢制限は、2023年に廃止されています。
10	現地納税	現地で個人所得税などの納税は発生するのか。	技術協力協定その他の国際約束で専門家に対し、国外から送金される給与及び手当に対して課される所得税を含む租税及び課徴金は免除されることとなっています。
11	他業務の兼業	社員を現地滞在型で長期派遣する場合、当該社員は他の業務(業務実施型契約の団員)に従事することは可能なのか。	現地滞在型で業務に従事いただく場合は、他業務への従事を認めておりません。
12	技プロへの現地滞在型専門家のアサイン	技プロに現地滞在型の専門家を提案することは可能とのことだが、回答にあった「JICAからの条件」というのはどのようなものが想定されるか。 例えば、専門家の業務地外(第三国)での提案も可能となるのか? その場合、技プロ側での報酬・日当宿泊費等の見積りは通常のとおり計上が可能となる一方で、専門家の業務地での報酬等が減額となるのか? どのようなケースであれば技プロへの提案が可能となるのか、条件等を明確に提示いただきたい。	新規技プロについて、複数の団員の中で、ある専門性の団員については、長期で張り付けたほうがよいという判断があった場合、現地滞在型のスキームを活用できる可能性があると考えています。 この点については、まずはJICAが業務実施契約の公示資料にて、現地滞在型を想定したうえでの発注に対し、ご提案をいただくことから始めたいと考えています。 他方で、通常の団員とは待遇等が異なることから、現地滞在型の制度がある程度定着した段階で、個別案件ごとに検討していく必要があると考えています。その際は、個別案件の公示情報にて明示しますので、ご確認ください。
13	報告書(言語)	半年ごと、四半期ごと、業務完了報告書については、英語で作成してもよいのか。報告書の種類が増えることで、「専門家による業務外の事務作業削減」以上の追加の報告業務が生じては意味がないので、所属先省庁に提出するものと互換性を持たせ、作業の無駄をなくしていただきたいと考える。	四半期ごとの報告書(3か月報告書)については、和文で作成いただく必要がありますが、受注者の方の業務を増やさないために非常に簡単な内容を想定しています。半年ごとの報告書(進捗報告書)及び業務完了報告書の言語については、案件ごとに担当事業部と相談、調整ください。
14	3か月報告書の検収	3か月報告書の報告内容と調達部による検収の内容について教えていただきたい。 法人契約の場合は、前金払いと部分払いを活用することにより請求回数を少なくすることは出来ないか。	3か月報告書の内容については、簡易なものを想定しています。様式については、ガイドラインに添付します。 法人の場合も支払回数は同じで考えています。3か月報告書や請求方法についてはなるべく簡易となるような様式、手順を考えています。
15	報告書(フォーマット)	6ヶ月毎の業務進捗報告書フォーマットに関し、従来の公募型の報告書または業務実施契約のモニタリングシートのどちらにより近い形になるのか。	報告書のフォーマットについては、基本的には、従来の公募型の報告書を想定しています。
16	赴任時航空券手配	赴任時の航空券の手配は受注者が行うとのことだが、JICAから一定額の旅費が前払いされ、その上で受注者が自由にフライト(クラス、ルート等)を選べるということか。あるいは、フライト選定における一定の条件が提示されるのか。	航空賃は正規割引航空賃を上限に、合理的かつ経済的なものを選んで購入いただくこととしており、航空券のクラスについては、業務地と格付けによって制限されます。ルートについては、乗り換えが非常に不便等の特別な状況がある場合を除き、基本的には最安のものを選択いただけます。航空券の購入代金については、JICAが前払いで支払いますが、実際の購入については、受注者様自身で行っていただく必要があります。
17	安全管理(旅行)	安全管理について、旅行制度の申請・承認はなくなるとのことだが、従来は安全管理上認められていなかった地域への旅行も、自己責任の下で自由に行うことができるのか。また、例えば事務所長承認の地域への(業務・私事)旅行等も、特に申請は不要か。	各国において、業務渡航及び一般渡航についての安全対策措置を定めておりますので、それらを遵守したうえでご対応ください。

18	安全管理(住居費)	「住宅防犯への追加的な予算措置はない」とあるが、今まで支給されていた防犯に関する費用(電気フェンスの設置など、インフラ面と、セキュリティアラームや警備員の費用など)については、住居手当に相当額を上乗せされて支給されるということか。それとも対応が必要な場合、自費で支出せよということか。アフリカの首都では安全な地域で住居を借りようとする、住居手当上限額でも足が出るが、防犯については個人が自己責任で自費で対応せよということか。	ご理解の通り、直営専門家において支払われている防犯に関する費用は、住居費に上乗せして含まれています。アフリカにおいても同様となっております。
19	健康管理費	「健康管理費は全世界共通」、また「不健康地や高地の分は見合いで」ということであったが全世界共通の場合、アフリカや南米に赴任する人はコスト面で不利になるが考慮されないということか。	健康管理費は、旅費ではなく、広く健康管理のための費用であり、全世界共通となっています。
20	出産時の産休	産休についてはどのような制度か。妊娠・出産等があってもそれを原因として契約が不利になったり、継続できなくなることの無いような制度の構築をお願いしたい。	受注者本人の出産の場合は、契約の一時中断を可能とし、産前産後休暇見合いの日数を上限に報酬単価の一部の支払を行うことを想定しています。詳細はガイドラインに記載予定です。
21	教育費(現地在住)	「業務地在住の場合、教育費は支払い対象外」とありますが、業務地在住とはいつの時点となるのか、明確な定義があれば教えほしい。	プロポーザル提出時点での居住地で判断します。
22	教育費	インターナショナルスクールにしか通ったことが無い場合、新制度でも引き続きインターナショナルスクールに通う条件に合致するか。また教育費の上限は、現在と同じか。	インターナショナルスクールの要件は、これまでのものを踏襲します。なお、教育費の上限は、現在と変更はありませんが、計算方法は異なります。詳しくは、ガイドラインを確認ください。
23	休暇	休暇は1年に1ヶ月程度という見合いで、2年間で2か月を付けられるとのことだが、休暇の上限は撤廃されるのか。休暇の管理は、専門家自身が行い、JICAへの報告は不要か？	休暇の上限は撤廃されます。1年に1か月程度を目途に、休暇については日数管理は行いませんので、見合い分の日数に留意しつつ、適宜取得いただいて結構です。なお、JICA事務所へは、安全管理等を目的とした移動届の提出が必要となります。
24	共済会	住民票を国外転出することになるが、共済会加入がなくなり、海外旅行保険に加入するようになると伺っている。従来は共済会により支払われていた歯科治療や既往症治療については、専門家として、今後どのように対応すればよいのか。また一時帰国中の検診や治療については、国民健康保険にも頼らずに全額自費で対応せよということだと思うが、健康管理の部分にこのあたりの費用も加算されているのか。	必要に応じて、歯科治療や既往症への対応が可能な保険に加入いただく等ご検討ください。
2025年9月26日追記分			
25	現地滞在型制度導入の趣旨	新制度の事務手続き(見積りの作成、部分払いの請求書の作成、打合せ簿の作成等)は、従来の派遣者ポータルでの作業と比較して、頻度・時間ともにより多くの時間を要するようになると思われる。ついては、新制度において専門家の業務遂行時間がより長く確保できると考える根拠を知りたい。	直営専門家制度では、各種休暇の申請、家賃の認定、教育手当の申請等都度の手続きが必要でした。今後は、3か月ごとの報告書や打合簿(必要な場合のみ)を提出いただく必要はありますが、簡単な資料になっていますので、全体の手続きにかかる時間は減少するものと考えています。
26	公募・公示の在り方	コンサルタント会社については、従来は公示案件のみ参加可能であったものが、新制度では長期滞在型専門家のポストにも応募可能となり、応募機会が拡大されたのに対し、個人専門家(従来の長期専門家・企画調査員経験者)については、引き続き公示の「現地滞在型専門家」のみ応募可能で、業務実施の短期専門家案件に応募できないのは、機会の平等性の観点から問題があるのではないか。	業務実施契約(単独型)においても、個人での参加が可能です。また、業務実施契約(現地滞在型)の導入に合わせて、業務実施契約(単独型)において個人コンサルタントのみ設けていた競争参加資格は廃止しております。
27	競争参加資格	競争参加資格に関し、長期専門家として担当業務の次フェーズの業務実施契約(現地滞在型案件)の形成に関与した場合、長期専門家契約の終了後、または終了前に、当該業務実施契約(現地滞在型案件)に応札することは可能か。それとも、利益相反が生じると判断され、競争参加は認められないのか。	長期専門家として直接的に次フェーズの専門家のTORを作成した場合の参加は不可です。他方で、長期専門家としてプロジェクトに参加していたにすぎない場合、次フェーズプロジェクトへの専門家としての参加は可能です。
28	所属先	1. 業務実施契約(現地滞在型)において業務従事想定者はプロポーザル提出時には法人に所属している必要があるとのことだが、もしプロポーザル提出時に業務従事想定者(所属先なし)が現行の長期専門家制度で派遣中(現地滞在型業務実施契約の業務開始までには任期終了)の場合も、法人に所属する必要があるのか。その場合、現行の長期専門家としてのステータスを「所属無し」から「所属あり(法人所属)」に変更する必要があるのか。 2. JICAの長期専門家(直営)の場合、長期専門家派遣の手引きに基づき、所属先補てん対象として認めてもらうには、所属から1年が経過している必要があると理解しているが、この規定は現地滞在型制度導入後はどうなるか。 3. 「所属無し」で直営の長期専門家として赴任中の場合、今後、コンサル会社へ所属しての現地滞在型専門家赴任を想定し、直営専門家としての赴任中にコンサル会社への所属は可能か。	1. 業務実施契約(現地滞在型)については、法人、個人に関わらず、参加が可能です。所属先の有無については、簡易プロポーザル提出時に確認しますが、契約時にも再度確認させていただきます。 2. 現地滞在型の場合は、1年間の縛りはありません。また、現地滞在型では所属先補填はありません。 3. 赴任中にコンサルタント会社へ所属いただくことは構いません。ただし、長期専門家として赴任中は、1年間は所属先補填の対象となりません。
29	業者番号	現地滞在型の応募にあたり、Partnerの個人ページからの応募の方法は、「コンサルタント等契約(業務実施契約)から業務種別で(滞在型)を選択し、応募するものと理解しているが、「業者番号」の番号が必須か。	個人の場合も、「業者番号」は必要です。

30	主管部推薦	省庁以外で所属先がある場合、主管部推薦の対象となるか。それとも所属先がある場合は一律で公示(現地滞在型)対象となるか。	主管部推薦も現地滞在型も所属先の制限はありません。当方で適切な選定方法を判断し対応します。
31	契約の切り替え	現在長期専門家として配置されている者が、新たに現地滞在型に応募する場合、「切り替え」として現地滞在型に制度が切り替わるのではなく、一旦本邦に戻り、現地滞在型として(再)赴任するのか。	旧案件(直営専門家)の次に新案件(現地滞在型)に従事する場合、新案件の契約期間によっては、空白の期間が生じることなく従事することは可能です。その場合、一旦の帰国は不要です。しかしながら、海外旅行保険等の手続きは、ご自身で実施していただく必要があります。
32	本邦での口座開設	外国送金を支援する銀行への口座開設が本邦居住者に限られており、そのための手続きに要する期間を鑑みると、特に最初の赴任に際しては、住民票を移したり、銀行口座開設のやり取りに要する一定期間の期間、本邦居住することが必須か。	非居住者であっても口座開設可能な外国送金を支援する銀行のリストについては、業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドラインに掲載します。
33	産前産後休暇	妊娠・出産をする者への対応について、昨年の専門家との意見交換会では質問への解答として以下のような記述がみられた。 「業務遂行が一時的にできないという状況になった場合は、契約の一時中止(中断)を可能とします。妊娠・出産における一時中止の場合には、産前産後期間見合いの期間を上限に報酬の一部支払を継続します。また、業務に戻る事が前提であるため、支払継続の事実が確認できれば、住居費及び教育費も同期間を上限に支払を継続します。・妊娠・出産等による業務一時中止により、業務成果に影響が生じた場合には、契約期間の変更(一時中止期間分を当初契約終了後に延ばす)等の対応を行う等対応します。・なお、産前産後期間以外の一時中止期間は報酬支払い及び直接経費の対象外となります。」 6月初旬に参加させていただいた説明会ではこれについて言及がなかったが、(廃止されたのではなく)同じ内容が残されていると理解してよいか。	ご理解の通りです。ガイドラインにはその点を明記しておりますので、ガイドラインもご確認いただけますと幸いです。
34	健康管理休暇日数	休暇の目安は20日とされているが、実際のところ、業務地が不健康地・高地で20日以上、健康管理休暇を取得した場合の扱いはどうなるのか。	20日は、あくまでも目安の数字です。滞在国の商習慣等に沿って、C/Pと相談して休暇を決めていただければ問題ありません。
35	往路旅費	往路旅費は前金払とありますが、これは定額渡切と理解していいのか。	一定額を前金払いとしてお支払いさせていただき、渡航後に領収書等とともに精算させていただきます。
36	住居費	住居費の月額はいつ公表されるか。	住居の月額は、公示に記載します。
37	インターナショナルスクール就学	1. 赴任国でインターナショナル幼稚園に通った後、小学校に進学するにあたりインターを選択することは、インターナショナルスクールに就学する合理的な理由①(過去1年以内にインターに就学していた場合)に該当する理解で良いか。 また日本人学校が一学年一人から数名、全校生徒十数名といった場合に教育環境を鑑みインターを選択することは、合理的な理由③として認めてもらえるのか。 2. インターか日本人学校かの選択について、インターを選択する合理的な理由は現在の直営専門家の制度を踏襲するとの説明があったが、直営専門家に対してはやむを得ない自己都合(日本人学校で子どもが不登校になった等)でのインター選択／転校が認められていた。今後、このような理由でインターへ変更する場合、全て自己負担になるか。或いは自己都合であってもやむを得ない場合は引き続き認めてもらえるのか。	1. インターナショナル幼稚園の場合は、理由①(過去1年以内にインターに就学していた場合)の該当とはなりません。また、教育環境を理由に③に該当することはありません。なお、仮に合理的な理由に該当しない場合でも、インターナショナルスクールに入学することを阻むものではありませんが、その場合、弊機構からのお支払いは、日本人学校の定額となります。 2. 基本的には、直営の制度を想定していますが、③に該当するか否かについては、都度個別判断を行いますので、改めてご相談をして下さい。
38	教育費	1. 未就学児(3歳以上)の基準単価が月額43,000円とのことで、現在の基準額(定額分8,000円、加算分51,000円)から比較して月額あたり16,000円減額となる。円安で現地での受領額が目減りしている中、単価の調整は行われぬのか。 2. 説明会資料で記載されている「116.43%」というのは何を根拠にした数値で、何のために計算式に入っているのか。	1. 現行制度の基準額は、定額分8,000円、加算分は必要経費の額から自己負担額(22,000円)を控除した額(51,000円を上限)を加算します。過去の支給実績を分析し、現地滞在型は、過去実績に基づき43,000円を渡切と整理しています。 2. 教育費として、①授業料、②入学料、③登録料、④強制的寄付金、⑤教科書代、⑥スクールバス代 の見合い分をお支払いします。 過去の実績を分析したところ、教育費は、上記の②入学料より⑥スクールバスの見合い代含め①授業料の「116.43%」となりましたので、そちらを採用しています。
39	報酬	1. 公募の長期専門家について民間企業の社員が応募する場合、その報酬額は原則給与補填と同額と理解。今回、導入される現地滞在型についても、同様か。基本報酬の所属先有無による掛け率の違いは。 2. 報酬については含まれる費用の明示があるが、その他原価は何のために支払われるものか。 3. 個人と法人所属とは本人への報酬額は同じなのか。法人所属では会社独自の金額設定でいいのか。	1. 報酬額については、公表せず、公示に記載します。 2. 「報酬」は、「基本報酬」と「その他原価」からなります。「報酬」に含まれるものは、ご説明させていただいたとおりになります。 3. 法人に対しては、法人用の報酬をお支払いします。法人から社員への支払額につきましては、法人の方で決定いただくことになります。